

官 印 省 略
国 不 建 振 第 2 号
国 総 交 第 5 号
2 0 2 5 0 4 0 3 中 第 1 号
令 和 7 年 4 月 7 日

関係事業者団体代表者 殿

国土交通大臣

経済産業大臣

米国自動車関税措置等により影響を受ける中小企業との取引に関する配慮について

令和7年4月3日付けで、米国による自動車に対する追加関税措置が発効し、日本から輸出する広範囲の品目に追加関税を課す相互関税が発表されました。こうした状況において、官民を挙げて推進してきたサプライチェーン全体での適切な価格転嫁や取引適正化の取組が阻害されることのないよう、貴団体におかれましては、貴団体所属の発注事業者に対して、下記の事項について周知徹底を図るなど、適切な措置を講じていただくよう要請いたします。

記

原材料費、労務費等の上昇によるコスト増加について、適切に価格交渉・価格転嫁を行う取組は着実に継続することとし、

- ・今般の米国自動車関税措置等に伴って発生したコスト負担を受注事業者に一方的に押しつけることや、
- ・関税措置等による影響が確認されないにもかかわらず、その影響発生のおそれを理由に価格の引下げを要請する等により、

取引適正化の取組が阻害されることのないよう、発注事業者においては十分に留意すること